

介護老人保健施設はとがみね運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人光輝会が行う介護老人保健施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、医師、薬剤師、理学療法士、栄養士、介護支援専門員、支援相談員及びその他の従業員（以下「看護職員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対して、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員等は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように事業を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設はとがみね
- (2) 所在地 山口県熊毛郡平生町大字佐賀10002番地77

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 従業者

① 管理者 施設長 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 医師 1名以上

医師は、入所者の病状、身体の状態等その置かれている環境の的確な把握に努め、日常的な医学的管理を行う。

③ 薬剤師 1名以上

薬剤師は、医師の指示に基づき、入所者に対して、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じ服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況を把握し、薬学的管理指導を行う。

④ 看護職員 4名以上

看護職員は、医師の指示を受け、自立支援の観点から入所者の病状、心身の状態等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行う。

⑤ 介護職員 10名以上

介護職員は、看護及び医学的管理下における入所者の日常生活上の世話等を

行うことを基本とし、入所者の状態等により身体の清潔保持及び排泄に係る介護等を行うとともに、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。

⑥ 理学療法士及び作業療法士 1名以上

理学療法士及び作業療法士は、医師の指示を受け、入所者の心身の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要な理学療法及び作業療法等のリハビリテーションを行う。

⑦ 管理栄養士 1名

管理栄養士は、入所者の食事の適切な衛生管理を行い、入所者の病状又は身体状況による適切な栄養量及び内容の食事提供が行えるよう、その管理を行う。

⑧ 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、適切な方法により入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえでの状況を把握し、他の職員と協議のうえ、施設サービス計画の原案を作成する。

⑨ 支援相談員 1名

支援相談員は入所者及び家族との相談及びレクリエーション等の計画、指導、市町村との連携及びボランティア等の指導を行う。

⑩ 事務職員 1名

事務職員は介護報酬に関する事務など必要な事務を行う。

⑪ その他職員 1名

その他職員はリハビリに関する助手及び支援相談員等の助手を行う。

(入所者の定員)

第5条 介護老人保健施設の入所者の定員は40名とする。

(入所者に対する介護老人保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとし、当該介護老人保健施設サービスを提供した場合の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護老人保健施設サービスが法定代理サービスであるときは、その1割（一定以上の所得者は2割又は3割）の額とする。

(1) 療養上の管理

(2) 医学的管理の下における看護、介護及び日常生活の世話

(3) 機能訓練

2 理美容は希望により業者を斡旋する。

3 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は実費を徴収する。(料金表参照)

4 介護保険外費用として居住費及び食費を次のとおり徴収する。ただし、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とする。

- (1) 居住費 1日 377円
- (2) 居住費 1日 (従来型個室料金) 1,668円
- (3) 食費 1日 1,445円

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(要介護認定に係る援助)

第7条 施設は、介護保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第8条 看護職員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 看護職員等は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 療養生活の規則は介護老人保健施設はとがみね規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(衛生管理等)

第9条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(協力病院等)

第10条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めるものとする。

2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第12条 施設は、介護保健施設サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した介護保健施設サービスの提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した介護老人施設サービスに係る入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第13条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護保健施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しな

いものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第15条 施設は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（職員の勤務体制）

第16条 施設は、職種ごとに毎月勤務表を作成することにより、入所者に対し適切な介護保健施設サービスを提供する。

（事故発生時等の対応）

- 第17条 施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 施設は、入所者に対する指定介護老人保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
 - 3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は、他の専門的医療機関での診療を依頼する。

（記録の整備）

- 第18条 施設は、従業者、施設及び設備構造ならびに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 施設は、入所者に対する介護老人保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

- 第19条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 職員は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は施設管理者が定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規程は、平成28年8月1日から変更施行する。

この規程は、平成29年4月1日から変更施行する。

この規程は、平成30年11月1日から変更施行する。

この規程は、令和1年10月1日から変更施行する。

この規程は、令和3年4月1日から変更施行する。

この規程は、令和3年8月1日から変更施行する。

この規程は、令和5年6月1日から変更施行する。

この規程は、令和6年4月1日から変更施行する。